



## 農業委員会の委員と農地利用最適化推進委員を募集します

☎ 農業委員会事務局 ☎ (232) 4924

「農業委員会等に関する法律」の改正に伴い、委員の選出方法が公選制から推薦・応募制に変更され、農地利用最適化推進委員が新設されました。本町でも、現行の委員の任期満了の日(平成30年5月6日)以降、新しい農業委員会制度に移行しますので、それに伴って農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します。

- 受付期間 11月1日(水)~27日(月)
- 任期 平成30年5月7日(月)から3年間
- 募集人数 (推薦または応募)
- 農業委員 9人(担当地区割はなく、町内全域を担当)
  - ・議会の同意を得て、町長が任命します。
  - ※任命に関する規定
    - ①過半数は認定農家であること
    - ②1人は農業者以外で中立・公正な判断ができる人
    - ③年齢・性別に偏りがないよう配慮すること
- 農地利用最適化推進委員 9人(担当地区割があり、地区ごとに募集)
  - ・農業委員会が委嘱します。
- 報酬
- 農業委員 月額1万9千円
- 農地利用最適化推進委員 月額1万9千円
- ※業務の達成状況や成果に応じて、別途配分がある場合があります。
- 必要な資格など
  - ・農業に関する識見を有し、農地利用の最適化推進に熱意を有すること
  - ・平日の日中に行なわれる会議、研修会、現地調査などに出席できること
  - ・政治活動や布教活動に利用しないこと
  - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない人でないこと
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人でないこと

※その他にも要件があります。詳しくはお問い合わせください。

※農業委員と最適化推進委員の両方に推薦または応募することができますが、委員を兼ねることはできません。

- 業務内容
- ①毎月実施される農業委員会定例会への出席や議案審議など
- ②農地等の利用の最適化推進活動
  - ・担い手への農地利用の集積・集約化
  - ・遊休農地の発生防止・解消
  - ・新規参入の促進 など

※その他、詳しくはお問い合わせください。

注1) ①の会議への出席や審議は、主に農業委員が行いますが、農地利用最適化推進委員も出席して意見を述べることができます。

注2) 農地利用最適化推進委員は、主に担当区域での②の業務に関わる現場活動を行います。

- 推薦・応募方法
 

推薦・応募書類に必要事項を記入し、平日の午前8時30分~午後5時15分の間に持参または郵送してください(郵送の場合、11月27日(月)必着)。

※書類は農業委員会事務局窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードしてください。
- 申し込み・問い合わせ
 

〒869-1192(住所不要)

農業委員会事務局

☎ (232) 4924

### 農地の管理はできていますか

農業委員会では耕作放棄地の発生防止に取り組んでいます。活動の一環として、さんふれあ西側の農地に、コキア(ほうき草)とヒマワリを植栽し、啓発活動を行っています。

耕作放棄地は放っておけば「荒れた土地」ですが、しっかり管理すれば「人々が潤いを感じる土地」になります。農地を持っていて、管理ができない場合は、地域の農業委員または事務局までご相談ください。



## 暮らしが便利に マイナンバーカードを使った各種サービス

☎ 総合政策課 企画政策係 ☎ (232) 22112

マイナンバーカード(個人番号カード)を使った便利なサービスの運用が始まっています。今回は、今後開始予定のものも含めて各種サービスを紹介いたします。

### 便利なマイナンバー

■マイナンバーとは  
マイナンバーは政府が運用するウェブサイトで、子育てや福祉などの行政手続きや、自分に関係する行政からのお知らせを受け取ることができる個人向けサイトです。

### ■利用に必要なもの

- パソコンの場合  
パソコン、マイナンバーカード、ICカードリーダー(マイナンバーカード対応機器)
- スマートフォンの場合  
スマートフォン(マイナンバーカード対応機器)、マイナンバーカード

サービス検索が利用できます。その他の機能についても、導入を検討しています。

■マイナンバーカードの申請を  
マイナンバーカードは身分証にもなる顔写真付きのカードです。発行手数料は無料で、町民課で申請できるほか、郵便、パソコン・スマートフォン、カード申請に対応した証明写真機からも申請できます。

申請から手元に届くまで、1カ月ほどかかりますので、お早めに申請してください。

各種サービスの利用開始時期などは、その都度お知らせします。



11月1日(水)~30日(木)

## 保育所の入所申し込みを受け付けます

平成30年4月~6月に保育所に入所または転園を希望する人の申し込みを受け付けます。



- 申込期間 11月1日(水)~30日(木)
- 申込書類の配布場所  
各保育所、子育て支援課、西部支所  
※配布開始は10月下旬を予定しています。
- 申込場所  
第1希望の保育所  
※家庭的保育室シェ・ヌヌ、あんよ保育室、町外の保育所を希望する人は、子育て支援課に申込書類を提出してください。
- 必要書類
  - ①保育所等入所申込書
  - ②保育を必要とする状況を明らかにする書類(保護者各人分)  
就労(予定)証明書、自営業・農業従事申立書、母子手帳の写し、病気の診断書、その他介護などにより保育

できないことが分かる書類

- ③施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(児童1人につき1部)
- 平成29年1月1日の住所が町外の人のみ必要な書類
- ④平成29年度所得・課税証明書(市町村住民税所得割額が記載されたもの、保護者各人分)  
※平成29年1月1日に住所のあった市区町村で発行されます。
- その他  
入所の要件や町内の保育所・認定こども園一覧など、詳しくは「広報きくよう」11月号に掲載予定です。
- 申し込み・問い合わせ  
子育て支援課 保育所係 ☎ (232) 2202